

面会規程

1. 目的

本規程は、入院患者の療養生活の質の向上および尊厳の保持並びに円滑な退院支援を図るため、患者と家族等の面会に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2. 基本方針

当院は、患者と家族等との交流が患者の療養生活において重要であることを踏まえ、感染対策その他医療上必要な場合を除き、面会を過度に制限しないことを基本方針とする。

3. 面会時間

面会時間は原則として次の時間帯とする。

◇ 平日 午後1時から午後7時

◇ 土・日曜、祝日 午後1時から午後5時

※ 患者の状態によって上記の時間外での面会を許可する場合もある。

4. 面会対面時間

面会対面時間に原則、制限はない。

5. 面会人数および回数

面会人数および回数は次の条件とする。

◇ 面会人数

原則4名までとする。

◇ 面会回数

面会回数に制限はない。同日に同一の面会者が複数回面会することが可能である。

6. 面会可能者

面会可能者は、原則として次の者とする。

① 親族またはキーパーソン

② 患者及び患者家族が許可した者

7. 面会不可とする場合

次のいずれかに該当する場合は、面会は不可とする。

- ① 発熱、呼吸器症状、下痢等の体調不良がある場合
- ② 7日以内に感染症に感染した場合
- ③ 7日以内に同居している家族や身近な方で感染症に感染した方又は疑わしい症状のある方との接触がある場合

8. 面会場所

面会場所は、食堂及び病室内とする。

多床室の場合は、カーテンを閉める等同室者への配慮をすること。

また、病棟外へ出られる際は、病棟スタッフへ声掛けをすること。

9. 面会手順

面会は次の手順にて行うものとする。

- ① 面会者は1階受付にて検温を行い、面会簿を記入する
- ② 受付より面会許可証を受け取り、首から下げ、病室へ向かう
- ③ 面会終了後は、面会許可証を受付に返却する

10. 面会時の感染対策

面会者は次の感染対策を遵守するものとする。

- ① 院内では不織布マスクの着用
- ② 病室への入出時の手指の消毒

11. 面会中の禁止事項

面会中は次の行為を禁止する。

- ① 面会者の飲食
- ② 大声での会話や他患者の迷惑となる行為
- ③ 無断での病室移動や他患者の病室への立ち入り
- ④ 他の患者等への無断の写真撮影、動画撮影、音声録音およびSNS等への投稿
- ⑤ 医療機器への接触や操作
- ⑥ 主治医の許可のない差し入れ
- ⑦ 病院職員の指示に従わない行為

12. 面会制限

患者の感染症、症状又は病状等により、医療上面会が適当でないと判断した場合は面会を制限することがある。なお、面会制限は必要最小限とする。

13. 面会の特例

次の場合には時間外の面会、面会人数の制限を緩和することがある。

- ① 終末期
- ② 主治医または病院が必要と判断した場合

14. 周知

本規程の内容は、入院案内、院内掲示および病院ホームページ等を通じて患者および家族へ周知する。

15. 感染症流行時等の対応

院内または地域において感染症の流行が認められた場合などは、患者の安全確保および院内感染防止の観点から次の措置を講じる場合がある。

- ① 面会人数、面会可能者の制限
- ② 面会時間、面会対面時間の短縮
- ③ 面会の一時停止

※ これらの措置は、感染状況を踏まえ、感染対策委員長の判断により決定する。

16. 規程の制定および見直し

本規程は、病院運営の状況や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。また、本規程の制定及び改定は、関係部署の意見を踏まえたうえで、感染対策委員長の承認を得て決定する。

17. 規程の施行

本規程は、令和8年6月1日より施行する。